

令和8年度 第4回 徳島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月24日（月） 午前9時33分～午前11時15分

場所 あわぎんホール5F 会議室6 （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

（1）事務局より8月21日時点における全国の答申状況について伝達する。

（2）段野部会長の進行の下、徳島県最低賃金に係る金額審議が開始され、前回までの審議において現行の最賃額1,046円に労側は「61円引き上げて1,107円とすべき。」との主張、使側は「56円引き上げて1,102円とすべき。」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、持ち帰り検討いただき、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。

（3）労使委員より持ち帰って検討した結果について以下のとおり意見が述べられた。

労側委員

- 一昨年の審議において、「徳島県は法の3要素に関する様々な指標を総合的に勘案すると全国の中位より上に位置する。」との公益見解が示され、昨年の審議でも公益委員より徳島県の立ち位置についての考え方は踏襲していくべき趣旨の意見が述べられた経過も踏まえて、今年の統計資料を見ると労働生産性をはじめ全国の中位を上回る指標も複数認められること等から、徳島の地域実態を反映する視点からすると61円の引上げが必要であるという基本的な考え方は変わっていない。

しかし、使側が主張する価格転嫁の遅れや経営環境の厳しさについても理解できるところであり、何より徳島ではこれまで労使が最後まで議論をして、全会一致での結審を大切にしてきた経緯があることは事実である。

労側としては61円の根拠を維持しながら、全会一致に向けてどこまで歩み寄ることができるのかを考えた結果、61円から59円にまで歩み寄りたいと考えている。

使側委員

- これまでの繰り返しとなり恐縮だが、目安の56円でも高いと考えている為、金額を変更する事情の変化はない。
- (4) 次に公労・公使の順で二者協議を行った。その際、使側より労使での二者協議が提案され、労使協議を行うも、金額面での合意には至らなかった。
- (5) 労使間での合意に至らなかったことから公益委員より「公益委員見解」を示し、説明の上、採決を行うこととなる。
- (6) 採決の結果、公益委員見解に賛成が公益2（部会長を除く）、労側0、使側3の合計5、公益委員見解に反対が公益0、労側3、使側0の合計3という結果となり、賛成多数により、公益委員見解の内容のとおり専門部会報告を取りまとめ、本審において報告することとなった。
- (7) この専門部会報告に関して、労使委員より以下のとおり意見が述べられた後、専門部会を終了し、本審へ移った。

労側委員

- 目安額に1円上乗せとした点は素直に評価したいが、発効日に関して法定発効ではなく、11月1日発効とした点については実質的に労働者への負担を増加させることとなり非常に残念に思う。
- 徳島の立ち位置として全国で中位であるとの考え方から意見させてもらった。
労側の反省でもあるが、2年前に公益委員見解で中位であることを示され、昨年も立ち位置の考え方を踏襲するとされていたにも関わらず、環境が変化して、今回のような結果になったことは私たち労側の責任であると受け止めている。

使側委員

- 我々の主張をある程度認めていただいたことに感謝。
発効日に関して、昨年度が1月1日の発効で、いきなり法定発効となると1月から10月になることから激変緩和という意味で、11月1日にしていただいたことはよかったと考えている。

以上